

自然科学編

■研究不正の調査について

【本調査と予備調査について】 03：54～

一般に、研究不正の告発を受けた場合、研究機関において調査委員会が設置されます。その際、まず、予備調査が実施され、その結果を踏まえ、必要に応じて本調査が行われます。

研究不正調査の対応は、関係府省庁のガイドラインを踏まえた各研究機関の規程で定められています。

【被告発者】

研究不正の疑義が発生し、調査対象となった研究者のこと。

調査委員会は、被告発者に通知し、本人へのヒアリングを実施するほか、生データの提出を求めるなど、不正に関する調査を実施します。

また、被告発者には、調査の過程で弁明の機会が設けられます。

【研究不正告発について】 31：21～

例えば、文部科学省のガイドラインでは、告発は、原則として顕名で行うことと定められています。ただし、匿名による告発についても、必要と認める場合には、委員長と協議の上、これを受け付けることとなります。

■細胞外マトリックス 03：47

生物の組織・臓器の中にある『細胞』と可溶性成分以外の物質を指します。細胞の外の空間を隙間なく満たし、細胞同士を接着させる足場のような役割を担います。細胞外マトリックスは、ある種のタンパク質と結合することで骨の形成等を促進する機能があります。

■変異型コラーゲン 20：18

「コラーゲン」は『三重らせん構造』を持つたんぱく質で、生物の全身に存在する。細胞外マトリックスもコラーゲンが主成分です。『変異型コラーゲン』は、人為的に遺伝子操作により作成され、機能を改変した空想上の物質。
